

市川市総合教育会議の運営に関する要綱（案）

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定により設置する市川市総合教育会議について、同条第9項の規定に基づき、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 協議及び調整を行う事項

(1) 市川市総合教育会議において協議及び調整を行う事項は、法第1条の4第1項に定めるとおりとし、例示するとおおむね次に掲げるとおりである。

- ① 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定等
- ② 翌年度の教育行政運営方針に係る重点施策
- ③ いじめによる自殺や怪我など、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じている場合の緊急措置
- ④ 通学路における交通事故の発生など、児童、生徒等の生命又は身体にまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合の緊急措置
- ⑤ 地震による学校施設の倒壊など、児童、生徒等の生命又は身体の保護をすべき場合の緊急措置
- ⑥ 教育施設における凶悪事件の発生など、児童、生徒を含む利用者の生命又は身体の保護をすべき場合の緊急措置
- ⑦ その他市長と教育委員会が必要と認める事項

(2) 市川市総合教育会議においては、大綱の策定等及び法第1条の4第1

項に定めるもののうち市長と教育委員会があらかじめ必要と認めた事項について、協議又は調整を行うものとする。

3 招集等

(1) 市長による招集

- ① 原則、会議開催の2週間前までに招集するものとする。
- ② ただし、緊急に協議又は調整を行うべき事案の発生その他のやむを得ない事情があると認めるときは、(1)①の定めによらずに招集することができる。
- ③ 招集は、議題を示した文書により行うものとする。

(2) 教育委員会による招集の求め

- ① 原則、会議開催の3週間前までに市長に対して招集の求めを行うものとする。
- ② ただし、緊急に協議を行うべき事案の発生その他のやむを得ない事情があると認めるときは、(2)①の定めによらずに招集を求めることができる。
- ③ 招集の求めは、議題を示した文書により行うものとする。
- ④ 市長は、教育委員会から招集の求めがあったときは、(1)の定めにより会議を招集するものとする。

4 会議の進行等

- (1) 会議の進行は、市長が行うものとする。この場合において、市長は、指定した職員に会議の進行を補佐させることができる。
- (2) 会議の事務は、企画部において処理する。
- (3) 市長又は教育委員会は、必要があると認めるときは、関係する職員の

出席を求めることができる。

5 関係者又は学識経験者からの意見聴取

- (1) 法第1条の4第5項の規定による意見聴取は、文書又は口頭によるものとする。
- (2) 市川市総合教育会議は、意見聴取を行おうとする者に対し、文書で意見書の提出又は会議への出席を依頼するものとする。

6 会議の公開、議事録の作成等

- (1) 会議の公開、議事録の作成等

市川市審議会等の会議の公開に関する指針（平成23年12月1日施行）第6条から第12条まで及び第14条（第2項及び第3項を除く。）から第16条までの規定は、会議の公開等並びに議事録の作成及び公表について準用する。

- (2) 傍聴は、先着10人までとする。ただし、市長と教育委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。
- (3) 会議を非公開とする場合は、例示するとおおむね次に掲げるとおりである。
 - ① 個人の秘密を守るため必要があると認めた場合
 - ② 会議の公正が害されるおそれがあると認めた場合
 - ③ 意思決定の前に情報を公開することで公益を害するおそれがあると認めた場合
 - ④ その他公益上の必要があると認めた場合
- (4) 会議の公開又は非公開の決定は、会議において行うものとする。

7 委任

この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長と教育委員会が協議して定める。